

2024年9月12日

各 位

会 社 名 A P A M A N 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 村 浩 次
(東証スタンダード・コード 8889)
問 合 せ 先 管 理 本 部 副 本 部 長 高 田 雅 弘
T E L 0 5 7 0 - 0 5 8 - 8 8 9

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の当社取締役会において、2024年11月中旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年9月30日（月曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2024年9月13日（金曜日）
- (2) 基準日 2024年9月30日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<http://www.apamanshop-ir.com/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案について

当社が2024年8月2日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨並びに子会社における会社分割（吸収分割）及び子会社の異動を伴う株式譲渡に関するお知らせ」（2024年8月9日付及び2024年8月23日付で公表いたしました「（訂正）『MBOの実施及び応募の推奨並びに子会社における会社分割（吸収分割）及び子会社の異動を伴う株式譲渡に関するお知らせ』の一部訂正について」において訂正された事項を含みます。）においてお知らせしましたとおり、株式会社ASN（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、公開買付者が本公開買付により、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全て（ただし、応募合意新株予約権（注2）を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付の成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続きを実施すること予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者が合計で当社の総株主の議決権の90%以上

を所有するに至り、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第179条に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、本新株予約権者の全員に対してその所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式等売渡請求」と総称します。）する予定であり、他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者が合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2024年11月中旬に開催することを、当社へ要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、（ ）本公開買付けが成立しない場合、又は、（ ）本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が本株式等売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

（注1）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

2020年1月31日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（行使期間は2021年1月1日から2025年8月26日まで）

2022年2月10日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（行使期間は2022年3月18日から2032年3月17日まで）

（注2）「不応募合意新株予約権」とは、公開買付者の代表取締役である大村浩次氏が所有する第6回新株予約権1,400個（目的となる当社株式：140,000株）をいいます。

以上